

一般社団法人官民連携事業創生機構
会員規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人官民連携事業創生機構（以下「当法人」という。）の会員の入退会並びに入会金及び会費の納付に関して必要な事項を規定する。

(入会)

第2条 当法人に入会を希望する者は、別に定める入会申込書を提出し、代表理事の承認を受けなければならない。

2 会員は、個人にあっては住所及び氏名等に変更があった場合、法人にあってはその名称、所在地及び代表者の氏名等に変更があった場合、遅滞なくその旨を当法人に報告する。

(会費及び入会金並びにその用途)

第3条 会員は、次のとおり、定款第8条に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年会費：無料 入会金：1,000,000円
- (2) 一般会員 年会費：600,000円 入会金：50,000円
- (3) 賛助会員 年会費：600,000円 入会金：250,000円
- (4) 特別会員 年会費：無料 入会金：無料

2 前項各号に定める年会費は、代表理事が認める場合、月額に按分して納入にすることができる。

3 第1項各号に定める入会金は、理事会の承認を得た場合、その額を減額することができる。

4 入会金及び会費は、事業及び管理運営費に使用する。

(特別会費)

第4条 会員は、特に必要を生じた場合に理事会の承認を得て特別会費が定められた事業等に参加する場合は、これを支払うものとする。

(納入期日)

第5条 会員は、第3条に基づいて定められた年会費について、毎年6月末日までにその全額を納付しなければならない。

2 入会金については、当法人から入会承認の通知を受けてから1ヶ月以内に納付しなければならない。

(退会)

第6条 会員は、定款第9条に定める退会届の提出により、任意に退会することができる。但し、既納会費及び入会金は返還しない。

2 会員は、定款第10条に基づいて除名された場合又は定款第11条に基づいて会員資格を喪失した場合は、退会しなければならない。但し、既納会費及び入会金は返還しない。

(再入会)

第7条 任意退会及び除名により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 但し、退会の際に会費の未納がある場合には、当該未納分を納付しない限り再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後3年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議をもって行う。

(補則)

第9条 本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定めるものとする。

附則 本規程は、令和7年2月1日から施行する。